

大正初期の中国山地農村における 農村民の生活事情

——鳥取県日野郡石見村の場合——

神 立 春 樹

目 次

- 1 本稿の課題
- 2 石見村の概況
- 3 農業生産の概況
- 4 農村民の生活

1 本稿の課題

本稿は、1913（大正2）年の鳥取県日野郡石見村の「村是」；『鳥取県日野郡石見村是』（鳥根県農会 1914年発行 調査時点1913年）によって、この石見村における農村民の生活の状況を検討し、これによって資本主義の確立にともなう民衆生活の変容の実態を究明する手がかりを得ることを意図するものである。これまでに筆者が検討してきた、岡山県赤磐郡西高月村、鳥根県八束郡大庭村についての、産業革命の展開にともなう農村民の生活変容の検討を内容とした「明治後期の岡山県一農村における農村民の生活事情—日本産業革命期の地域民衆生活の検討—」（『岡山大学経済学会雑誌』第17巻第1号 1985年5月）、「1910年代の山陰一農村における農村民の生活事情—鳥根県八束郡大庭村『村是』（1919年）による検討—」（同前誌 第17巻第2号 1985年9月）にひきつづくものである。このようにこの時期の民衆経済生活の変容を検討すること、そして、ここでは中国山地農村について山陽の地の農村との比較のう

ちに検討するというように地域的比較を行なうことの理由については、これらの論文の冒頭の箇所に記したとおりであり、ここでは省略する。なお、比較のためにあげた岡山県の西高月村についてのデータは上掲論文、あるいはその依拠史料である『岡山県赤磐郡西高月村是調査書』（1905年 西高月村）によっている。西高月村の調査時点は1904（明治37）年である。

2 石見村の概況

現在は鳥取県日野郡日南町の一部となっているこの石見村については、『市町村別日本国勢総覧』（1934年 帝国公民教育協会）には「東南境は岡山県とす、山岳を以て覆れ中央に大倉山（一一一二米）聳ゆ」（中巻 鳥取県41ページ）とあるが、鳥取県の南西端地域に位置する、中国山地の一村である。本稿でとりあげる「村是」の「地勢及交通」には「本村は日野郡の西南に位し西は福栄村に連り北は小山脈を以て黒坂村、菅原村、霞村の諸村と堺す。東及南は嶮々たる中国山脈を負ひ岡山県阿哲郡と相背く脈中には花見、明石、高旗の諸山屏列し、大倉山は独り村の中央に高く聳へ各部落其周囲に在るを以て俚称之を大倉廻りと云ふ。本村は上石見村、中石見村、下石見村、三吉村、神戸上村、花口村の六大字を以て成れり」（「村是」9ページ、以下同じ）とある。石見川、花口川があり、隣村黒坂村で広島街道から分岐し岡山県阿哲郡新郷村に至る玉島街道（これは玉島に通ずる）、ならびにこの玉島街道から分岐する石見里道が通じている（11ページ）。（第1図参照）。

第1表は、この石見村の戸数・人口の推移を示す。この時期を通じて戸数は減少ぎみであり、人口も1908年から1909年にかけての間に大きく減少している。1909年12月末日現在の出入り人口は、出人口139（男104、女35）人、入人口63（男30、女33）人で、出人口は郡内他村43（男20、女23）人、郡外62（53、9）人、外国34（31、3）人となっていて（77ページ）、郡外、外国の大きさが目につく。明らかに流出傾向をたどっている。

第2表は、この石見村の収入構成を示す。農業及林業収入が63.8%を占め、他を引き離れた大きさである。これにつぐ労力収入は18.2%、副業収入8.3%、其他収入5.6%、商業収入2.3%、工業収入1.8%であり、商工業のウェイトは小さい。収入構成からみて、ここ石見村は大きく農業に依存する村なのである。

第3表は職業別戸数・人口を示すものである。総戸数483戸のうち農業は410戸で全体の84.9%を占める。このほかでは雑業31戸・6.4%、商業30戸・6.2%、工業12戸・2.5%である。農業のウェイトは圧倒的に大きい。483戸は以上のような職業別構成であるが、各戸はその業のみでなく多くが他業を兼ね

第1表 石見村現住戸口の推移 (1892~1909年)

	戸数	人	
		合計	(男 女)
1892 (明治25) 年	493 戸	— 人	— 人
1897 (30)	503	—	—
1898 (31)	503	—	—
1899 (32)	499	2,580	(1,321 1,259)
1900 (33)	493	2,592	(1,313 1,279)
1901 (34)	499	2,776	(1,424 1,352)
1902 (35)	497	2,820	(1,429 1,391)
1903 (36)	497	2,864	(1,451 1,413)
1904 (37)	497	2,785	(1,402 1,383)
1905 (38)	497	2,757	(1,355 1,402)
1906 (39)	498	2,848	(1,437 1,411)
1907 (40)	488	2,813	(1,410 1,403)
1908 (41)	486	2,956	(1,451 1,505)
1909 (42)	483	2,575	(1,289 1,286)

註1) 『鳥取県日野郡石見村是』(1914年, 石見村農会編・発行)による。

第2表 石見村収入構成 (1909年)

	金額	構成比
農業及林業収入	99,701.21.1 円・銭・厘	63.8 %
工業収入	2,826.70.0	1.8
商業収入	3,642.10.0	2.3
副業収入	13,057.17.7	8.3
労力収入	28,495.62.4	18.2
其他収入	8,659.42.0	5.6
合計	156,382.23.2	100.0

註1) 第1表と同一書による。

2) 金額合計額は、原史料では156,386円72銭2厘となっているが、集計しなおした数字である。

第3表 石見村職業別戸数及び営業戸数

(1909年)

	職業別戸数			構成比	営業戸数		②/①
	専業	兼業	①合計		②他業から兼業のもの	営業戸数	
農業	313戸	97戸	410戸	84.9%	20戸	430戸	4.9%
商業	16	14	30	6.2	33	63	110.0
工業	5	7	12	2.5	55	67	180.3
雑業	26	5	31	6.4	79	110	254.8
合計	360	123	483	100.0	187	670	38.7

註1) 第1表と同一書より作成。

る。全体では123戸で総戸数中の25.4%となるが、農業は専業が313戸・76.3%、他業を兼業するものは97戸・23.7%である。他方、農業以外から農業を兼ねるものがあり、総戸数483戸という村であるが、営業戸数としての農家戸数は専業313戸・兼業117戸（うち97は農業であって他業を兼業のもの、20戸が他職業であって農業を兼業するもの）で、全戸数の89.1%が農家であることになる。農家以外では、営業戸数としては、商業63戸、工業67戸、雑業110戸で、営業戸数の合計は670戸となる。総戸数483戸で営業戸数670戸ということは、おおよそ10戸に4戸がもう一つほかの営業をしていることになる。

工業、商業、雑業のうちわけは第4表に示す。工業には職工として一括されている大工、木挽、酒造杜氏、桶工、畳刺、石工、鋳職、^(マ)扮師などの職人および写真を含み、それに酒造業、鍛冶業、紺屋、瓦製造、麴製造である。多くは他業を兼業、あるいは他業からの兼業である。商業はこまごまとした物品販売が主で、専業として成り立つものは多くないこと工業と同じである。雑業であるが、公吏、教員、神官、僧侶と、鉄山手代、理髪、車夫、そして81戸の労役である。

以上のことから、本村は農業中心であり、近代製造工業の展開はなく、ま

第4表 工業・商業・雑業の営業戸数・業務者数の細別

(1909年)

		営業戸数				業務者数			営業戸数				業務者数				
		専業	他業兼業 ルモノ	ヲスノ 他業兼業 ルモノ	ヨ 業兼業 ルモノ 合計	男	女	合計	専業	他業兼業 ルモノ	ヲスノ 他業兼業 ルモノ	カ 業兼業 ルモノ 合計	男	女	合計		
工業	製造業	1 ^戸	— ^戸	1 ^戸	2 ^戸	1 ^人	— ^人	1 ^人	運送業	— ^戸	— ^戸	2 ^戸	2 ^戸	2 ^人	— ^人	2 ^人	
	鍛冶業	—	1	5	6	10	—	10	諸請負業	1	—	—	1	1	—	1	
	紺屋	—	2	—	2	4	—	4	旅人宿業	2	5	5	22	12	14	26	
	瓦製造	1	—	—	1	—	—	—	木炭商	—	—	1	1	—	—	—	
	麵製造	—	—	1	1	1	—	1	精米業	1	—	—	1	—	—	—	
	油麵製造業	—	—	—	—	1	1	2	材木商	2	1	2	5	—	—	—	
	職工	大工	—	2	14	16	16	—	16	豆腐屋	—	—	1	1	—	—	—
		木換	—	2	17	19	23	—	23	仲買商	—	—	1	1	—	—	—
		酒造杜氏	—	—	1	1	1	—	1	飲食店	1	—	1	2	—	—	—
		桶工	—	—	3	3	4	—	4	米穀商	—	—	1	1	—	—	—
		墨刺	—	—	2	2	3	—	3	菓子商	3	—	—	3	—	—	—
		石工	2	—	5	7	7	—	7	合計	16	14	33	63	44	28	72
		職扮	1	—	—	1	—	—	—	公吏	1	—	7	8	8	—	8
		教師	—	—	4	4	4	—	4	教員	4	—	—	4	3	6	9
写真		—	—	1	1	1	—	1	神官	—	3	—	3	3	—	3	
合計		5	7	55	67	76	1	77	僧侶	4	—	—	4	3	—	3	
商業	呉服	1	—	—	1	2	1	3	鉦山手代	1	—	—	1	2	—	2	
	小魚	1	2	—	3	1	—	1	理髪	—	—	2	2	2	—	2	
	売薬	1	—	1	2	1	—	1	車夫	1	—	6	7	7	—	7	
	酒類	1	1	2	4	2	4	6	労役	15	2	64	81	90	26	116	
	荒物	1	1	1	3	3	3	6	合計	26	5	79	110	118	32	150	
	雑	—	4	6	10	14	4	18									
金銭貸付業	—	—	4	4	—	—	—										
牛馬売買業	1	—	5	6	6	—	6										

註1) 第1表と同一書より作成

た近隣での産業の展開にともなう諸稼もみられない、近代産業の展開と結びつくことの極めて小さい所なのであった、といえる。本書には「本村は地勢の関係上農業を措て他に適當の職業を求むるの利便尠なきを以て住民の大部分は農業を主業とし、冬春間農閑の副業としては従来砂鉄採取の業に従ひ或は製炭に或は駄馬運搬に従事するを以て業とせしが、数年前より製鉄事業不振の爲め砂鉄採取へ殆ど中止の状態にあり。駄馬運搬は交通機関の発達に伴ひ車輛運搬に変し従来の副業漸減状態を示し、一面本村の主業たる農業發展上県郡当局の奨励と相俟つて益々農業の発達に留意するに至れり」（21ページ）との記述があるが、わが国の資本主義的發展、近代交通の形成にともなうて、在来の産業、生業が衰微し、農業に収斂しつつある、といえるのである。

第5表 鳥取県都市別・石見村農業工業等職業別人口（本業者）の割合（1909年）

	農 業		工 業		商 業		公務・自由業	
	男	女	男	女	男	女	男	女
鳥 取 県	57.9%	73.9%	15.6%	10.8%	8.4%	8.0%	6.4%	1.8%
鳥 取 市	4.5	7.2	31.1	29.0	27.2	30.5	15.5	9.4
岩 美 郡	55.0	81.6	11.4	7.9	4.1	5.8	14.6	1.1
八 頭 郡	68.5	84.0	11.5	6.1	6.1	4.9	4.3	0.81
気 高 郡	63.4	77.6	12.3	10.8	4.8	6.5	4.9	0.88
東 伯 郡	64.0	75.2	15.3	12.5	7.1	6.2	4.9	1.6
西 伯 郡	56.0	69.7	16.1	12.4	10.9	9.8	5.2	2.0
日 野 郡	63.3	84.6	19.9	0.40	4.8	6.7	4.0	1.3
石 見 村	77.2	88.7	8.2	2.1	4.4	5.7	4.0	0.86

註1) 『大正9年国勢調査報告 府県の部第30巻鳥取県』より作成。

第6表 水稻(粳米)反収の推移

	1903～ 1905年平均	1906～ 1908年平均	1910～ 1912年平均	1926～ 1928年平均	1929～ 1930年平均
鳥取県	1.739石	1.920石	1.834石	2.053石	2.235石
鳥取市	2.265	2.264	2.279	2.186	2.437
米子市	—	—	—	2.525	2.400
岩美郡	1.793	1.895	1.849	2.032	2.185
八頭郡	1.643	1.814	1.835	2.067	2.213
気高郡	1.693	1.793	1.587	1.978	2.237
東伯郡	1.875	2.113	1.947	2.160	2.362
西伯郡	1.778	1.978	1.897	2.059	2.271
日野郡	1.438	1.702	1.744	1.864	1.968

註1) 各年度の『鳥取県統計書』より作成。

こころみに、1920(大正9)年の第1回国勢調査における職業別構成(本業者)をみると、第5表のようになる。この日野郡は、鳥取県のなかでも農業のウェイトが最も大きい郡といえるが、石見村はこの日野郡全体をさらに上回る大きさであり、まさしく農業に依存する村であった。なお、第6表はこの鳥取県の郡別の水稻(粳米)の反収の推移を示すが、日野郡は終始最も低く、1920年代の後半でもなお1石台にとどまっており、この石見村の属する日野郡は、生産力の低い鳥取県にあってもことに生産力の低い地域なのであった。

3 農業生産の概況

この村の民有地田畑反別は、田356町6畝7歩、畑66町1反4畝16歩、合計422町2反23歩で(46ページ)、水田率84.4%となる。村内に63町8反1畝21歩の他村民による耕地所有があり、また10町9反6畝28歩の村民による他村での土地所有があるので(48～49ページ)、村民の所有田畑は369町3反6畝歩となる。戸口当たりとして、村民1戸あたり田6反4畝24歩、畑1反3畝1歩、

合計7反7畝25歩と記してある(52ページ)。農家戸数は430戸であるので、農家1戸あたりは8反5畝27歩となる。

土地利用については、田は総反別365町4反4畝、この田面積に対して、作付反別として、稲365町4反4畝、麦1町5反9畝20歩、蕎麥1反8畝3歩、紫雲英2反1畝、合計367町4反2畝23歩とあり(64ページ)、水田裏作は少なく、土地利用率は小さい。「田は気候と土壌の関係上概ね一毛作にして二毛作をなすもの極めて稀なり」(42ページ)とあり、一毛作地99.5%、二毛作地0.5%となっている(59ページ)。二毛作のきわめて少ないのは、もっぱら湿田と冬期積雪に由来すること、後にみるとおりである。

この耕地所有状況を見よう。「田畑を多く所有するものは十町歩以上所有者一戸あるのみにして壹町歩内外の所有者大部分を占む」(42ページ)とあるが、第7表はこの耕地などの所有状況を示す。この書では、耕地所有を田と畑についての広狭別を把握し、耕地全体については示されていない。したがって、耕地を所有しないものの数は不明であり、また広狭別も耕地所有全体としてはわからない。このような記載上の欠陥があるが、田の無所有者196戸、畑のそれが142戸、そして宅地のそれが139戸という数は、耕地を所有しないものがかなり多いことを推測させるであろう。このように、所有規模別は田畑別にしか把握されておらず、耕地全体についてはわからないが、しかしそれとは別に「財産ノ等級一所有地地価ニヨル」という項があり、これによって所有階層別を算出し得る。第8表はそれを表示したものである。所有地価を耕宅地地価のみによって算出したこの数字は不十分さをもつが、これによってみていこう。全村民のうち、土地を所有していないものが村民全体の16.1%にあたる78戸、4反6畝未満が186戸で、これは38.5%にあたる。合計54.6%が無所有ないし4反6畝未満である。その一つ上層は上限は1町3反9畝未満と小さくはないが下限は4反6畝という階層で、108戸、22.4%であるが、ここにも数反歩以下が多いであろう。純農村的であるこの村でのこの著しい無所有・零細所有の存在は、この村における広汎な地主制の展開

第7表 石見村土地所有規模別戸数

(1909年)

	2反歩 未 満	2反歩 以 上	5反歩 以 上	3町歩 以 上	5町歩 以 上	10町歩 以 上	50町歩 以 上	合 計	無所有	総 計
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
田	62	52	158	11	3	1	—	287	196	483
畑	238	82	18	2	—	1	—	341	142	483
宅 地	337	6	1	—	—	—	—	344	139	483
山 林	111	42	78	24	19	8	1	283	200	483
原 野	207	59	55	2	—	—	—	323	160	483
其 他	15	1	11	5	7	3	—	42	441	483

註1) 第1表と同一書による。

第8表 石見村耕地所有規模別構成

(1909年)

土 地 所 有 規 模		戸 数	構 成 比	
所有地価額	耕地所有規模 (推定)		%	%
円	町. 反. 畝	戸	%	%
3,000 ~ 4,000	13.8.6 ~ 18.4.8	1	0.24	0.25
2,000 ~ 3,000	9.2.4 ~ 13.8.6	1	0.21	0.25
1,000 ~ 2,000	4.6.2 ~ 9.2.4	9	1.9	2.2
500 ~ 1,000	2.3.1 ~ 4.6.2	48	9.9	11.9
300 ~ 500	1.3.9 ~ 2.3.1	52	10.8	12.8
100 ~ 300	4.6 ~ 1.3.9	108	22.4	26.7
~ 100	~ 4.6	186	38.5	45.9
合 計		405	83.9	100.0
地価ヲ有セザル者	耕地所有なし	78	16.1	
総 計		483	100.0	

註1) 第1表と同一書より作成。

2) a ~ bはa以上b未満を示す。

3) 所有耕地面積は所有地価額を耕地反当地価で除して算出した。

を予想させるといえよう。所有広狭別では、10町歩以上が田に1戸、畑に1戸があるが、この所有地価額からの算出では13町8反6畝以上18町4反8畝未満1戸、9町2反4畝以上13町8反6畝未満1戸となる。

この耕地の所有状況のもとで農業生産が行なわれる。村民耕作反別としては、田365町4反4畝、畑52町8反3畝10歩、合計418町2畝7畝10歩で、小作地率は田46.9%、畑23.1%で、全耕地では43.9%となる(第9表)。農家の自作・小作別構成をみよう(第10表)。農家の自小作別構成は、自作35.6%

第9表 石見村耕宅地自小作地別 (1909年)

	自作地	小作地	合計
	町.反.畝.歩	町.反.畝.歩	町.反.畝.歩
田	194.0.7.24	171.2.6.6	365.3.4.00
	53.1 %	46.9 %	100.0 %
畑	40.6.1.7	12.2.2.3	5.28.3.10
	76.9	23.1	100.0
宅地	17.1.2.12	2.9.1.23	20.0.4.5
	85.4	14.6	100.0
合計	251.8.1.13	186.4.0.2	438.2.1.15
	57.5	42.5	100.0

註1) 第1表と同一書より作成.

第10表 石見村農家自小作別構成 (1909年)

	専業	他業ヲ兼業	他業ヨリ兼業	合計
自作	121 戸	21 戸	11 戸	153 戸
自作兼小作	121	42	2	165
小作	71	34	7	112
合計	313	97	20	430

註1) 第1表と同一書による.

自小作38.4%，小作26.0%であって、自作農家が三分の一を占めており、小作農家は四分の一にとどまっている。121戸の自作・専業，121戸の自小作・専業，これらがの中心的農家であつたらう。

村民1戸あたりの耕作反別として、田8反5畝，畑1反2畝9歩，合計9反7畝9歩とあるが（42ページ），農家1戸あたりを算出すると、田5反4畝14歩，畑7畝27歩，合計6反2畝11歩となり、大きくはない。

先の収入構成では農業及林業は63.8%を占めていたが、第11表はこの農林生産物の構成をみるものである。林業は13.6%で、養蚕、畜産を加えた農業生産物が79.2%であるが、その中心は62.5%を占める種耕農産物である。耕種農産物中では、穀類がその89.0%，全農林生産物の55.6%を占める。米がその87.5%，全体の54.4%で、麦はそれぞれ0.97%，0.60%に過ぎない。

稲作面積は365町4反4畝歩で、この米が主要農産物であることはいうまでもない。麦作については、「現今麦の栽培地は田老町五反九畝貳歩，畑拾六町參反九畝六歩，計拾七町九反八畝貳拾六歩なりとす。元来本村は濕田多きと氣候比較的寒冷にして随て積雪多きとにより裏作の普及を講せず産額亦少なるを以て村民の常食とすること能はず唯醬油の原料牛馬の飼料として幾分を用ゆる而^(マ)己」(172ページ)と記されているが、生産額も大豆のそれに及ばない。そして「而して目下多額の移入を仰かざるが如しと雖も物価騰貴に伴ふ生活費の昂騰は麦食を促かし一面牛馬の改善に伴ふ飼料としても亦需要増加すべきを以て今後十ヶ年を期し耕作方法の講究を遂くると共に左記各項を遂行せんとす」と述べ、その第一に「現今農家をして一戸平均一反歩宛田の裏作を為さしむる目的を以て耕作地を増加し、及耕種法改良により生産額を増加せしめんとす」としている(172ページ)。そして大豆がこの麦を上回っている。

果樹、養蚕などについてはつぎのように記している。果樹は、「近来果実の需要は年々増加の趨勢なるを以て明治四十年頃より各種果樹の植栽を為すもの稍々多きを見る」(26～27ページ)とはいうものの「明治四十二年の現状を見

第11表 石見村農産物構成

(1909年)

	作付反別	生産高	生産額	構成比		
				%	%	
耕 種 農 産 物	穀類	町.反.畝.歩 —	—	円.銭.厘 63,851.21.5	89.0	55.6
	米	365.4.4.0	石.斗.升.合 5680.7.1.5	62,768.87.3	87.5	54.4
	麦類	17.9.8.2.6	137.5.2.0	694.95.0	0.97	0.60
	豆類	—	—	2,794.99.1	3.9	2.4
	大豆	27.7.6.14	220.7.8.0	2,207.80.0	3.1	1.9
	果物	—	—	1,762.21.0	2.5	1.5
	蔬菜	—	—	2,032.42.0	2.8	1.8
	大根	7.8.9.13	貫 24,110	723.30.0	1.0	0.63
	大葉	18.1.24	5,931	177.93.0	0.25	0.15
	茄子	9.3.3	2,910	203.70.0	0.28	0.18
	工芸作物	11.11.9.19	—	1332.65.4	1.9	1.2
	大麻	4.9.6.26	957	478.50.0	0.67	0.42
桑葉	5.8.3.0	8,241	741.69.0	1.0	0.65	
合計	444.9.6.5	—	71,773.49.0	100.0	62.5	
養蚕	—	石.斗.升.合 50.0.3.2	1,427.96.5		1.2	
家畜物	—	—	17,838.27.3		15.5	
林産物	—	—	15,638.29.6		13.6	
農産雑	—	—	8,196.61.0		7.1	
合計	—	—	114,874.63.4		100.0	

註1) 第1表と同一書より作成.

2) 工芸作物は「村是」109ページ「雑品」中の葉藍、蘭、大麻、菜種、桑葉の合計、家畜物は111ページの「家畜」の収入と「養畜養蚕其他」中の養畜の合計、農産雑は「雑品」から工芸作物を除いたもの.

るに果樹園として栽培せるものなく只各所に点在の果樹六百七十本あるのみにして一戸平均一本余に当る。而して是等の果樹は在來種大部分を占め優品は極めて稀れ」（173ページ）である。茶は「近時世の進歩に伴ひ茶の需要は年々増加しつゝあるが、「然るに本村には之が生産に従事するもの少く番茶すら本村の生産にては不足を生し他より移入するもの千參百參拾八斤の多きに及ぶ。又煎茶は殆んど全部他より供給を仰ぐの状態に」ある（174ページ）。養蚕については、「本村に於ける養蚕の現状を調査するに飼育戸數百二十一戸此收繭額五十五石余に過ぎ」ない（174ページ）。いずれも少ないことが記されており、これらの商品生産的農業の展開は進んでいない。

この村には膨大な山林・原野がある。山林1874町7反2畝20歩（うち民有地1849町1反歩）、原野1361町9反5畝9歩（同123町9反6畝18歩、なお部落有地1237町4反8畝16歩）、牧場181町5反3畝歩（民有地178町5反1畝）である（42～46ページ）。このような広大な山林・原野であるが、しかしこれについては「本村内の山野は其面積少なからず之を伐採するも之に植ゆるもの遅々たるを以て現今公私の経営をなしたる植栽面積は山野総面積の百分二にも達せず。特に部落有地にありては近年多少整理をなしつゝありと雖も其多くは人民の自由伐採に委し林野利用上遺憾とすべき点少なからず」（177ページ）とあり、有効に活用されていない。

以上のように稲作を中心とするが、ここで最主要作物である稲作についてその技術などをみよう。品種は、早稲21種、中稲12種、晩稲8種がある。栽培過程を概観しよう。播種4月18～23日、挿秧6月1日～20日、除草は普通挿秧後30日頃第1回除草、8月30日頃までに2～3回の除草をし、「尚ほ稗切と称し稗の出穂期に於て二回位田中に入り稗の切取り」を行なう（25～26ページ）。灌漑用水は、「諸溪水を引き或は石見川、花口川、九塚川より随所に之れを引用し殊に水源は曠漠たる山林に富むを以て水勢豊富、為めに旱害の虞なし」（26ページ）と水利には恵まれている。なお、灌漑用水別は、河泉ヨリ灌漑スルモノ99.4%、溜池ヨリ灌漑スルモノ0.6%である（59ページ）。

この稲作について、改良増収計画として、まず耕地整理をあげている。「本村田地の現状を調査するに田区狭小、加ふるに卑湿地多く之等改良の要あるもの百六十六町三段歩にして各大字に存在し本村田地総面積の約五割に達するを見る。以上の土地に対し村は相当なる保護奨励の方法を設け之を十年間に於て遂行せるものとせば其結果は実に左の増収あるを見るべし」として、田区改正による水田面積の増加、暗渠排水による湿地の乾田化による土壌の改善にもとづく肥培効果、この両者による増産を算出している（169～170ページ）。

収穫量は1反あたり、自作地1石6斗6升7合、小作地1石3斗5升で、「甚だ僅少なりとす」るが、「如此所以のものは耕作方法の周密ならざるに基因するもの多し」として、「之が上進策として」つぎのことを列挙している。それは、「イ 種子の選択を完全に行ふこと ロ 共同苗代実行のごと ハ 播種量を適度ならしめ良苗を育成すること ニ 肥料配合の完全に行ふこと ホ 本田移植を全部正条植となすこと ヘ 成熟の適期に於て収穫すること ト 乾田を完全ならしむこと ヲ 虫害駆除予防の励行を期すること」であり、これらを完全に実行すれば、1割～2割5歩の増加となるとしている（170ページ）。なお、播種量は1反歩に1斗3升8合となっていて、「抑も種子量は一反歩に付普通四五升を適度となすことは已に実地試験の証明する」ところであるが、「直に適度に減ずるは技術に伴はざるを以て漸次之を減少せしめ反当八升となすときは」粃211石9斗5升5合の節約となると記している（170～171ページ）。

経営収支状況を見よう。第12表は自作農の自作地1反あたり、小作農の小作地1反あたりの経営収支をモデル的に示すものである。自作地、小作地いづれにも収支差引で余剰があるが、両者には大きな差異がある。収入では玄米において自作地と小作地に差があり、支出では、自作地には公費、小作地には小作料があること、この点のほかはすべて同一である。自作地では、公費が30.5%を占めてかなりのウェイトであるが、小作地には64.3%に達する

第12表 石見村一反歩あたり農民経営収支

(1909年)

		自 作		小 作	
		数 量	金 額	数 量	比 率
収 入	玄 米	1.667 ^石	円. 銭. 厘 18.33.7	1.350 ^石	円. 銭. 厘 14.85.0
	屑 米	0.029 ^石	24.7	0.029 ^石	24.7
	稲 藁	100 ^貫	2.00.0	100 ^貫	2.00.0
	大 豆	0.040 ^石	40.0	0.040 ^石	40.0
	大 豆 殻	10 ^貫	10.0	10 ^貫	10.0
	合 計	—	21.08.4	—	17.59.7
支 出	公 費	—	2.41.0		
	小 作 料			0.900 ^石	9.90.0
	種子 (稲)	0.140 ^石	84.0	0.140 ^石	84.0
	種子 (大豆)	0.005 ^石	5.0	0.005 ^石	5.0
	肥料 (厩肥)	336 ^貫	2.86.8	336 ^貫	2.86.8
	肥料 (其他)	其他 雜 品		—	
	耕 牛 費	—	1.03.2	—	1.03.2
	器具費其他	—	69.7	—	69.7
	合 計	—	7.89.7	—	15.38.7
収 支 差 引	—	13.18.7	—	2.21.0	

註1) 第1表と同一書による。

小作料がある。耕牛費は牛耕が行なわれていることを示すが、自作地、小作地ともに器具費其他が小さいこと、肥料代が大きなウェイトを占めること、そして種子代が大きいことが示されている。この支出構成は、発展的でない状況を示している。自作地、小作地いずれにも余剰があるが、ここには労賃がまったく計上されていない。日雇賃金は、平日で男40銭（上中下のうちの中、以下同じ）、女33銭、挿秧はともに43銭、秋収というものがともに43銭であり（32ページ）、これで自家労働の労賃を計り、支出にこれを加えると小作地は収支はマイナスとなるであろう。「自作者は小作者に比し富の程度高く従って完全なる設備の下に自己所有地の耕作を為すを以て小作者に比し収益の多きは当然の理なりとす」（23ページ）としているが、この労賃部分を差し引くと自作地でもそれは小さくなるであろう。後にみる生計費・冠婚葬祭費・交際費・教育費・衛生費をもつて構成される家計費の全村1戸あたり平均は234円55銭3厘である。自作地の1反あたり収益で計算すると、農業だけでカバーするとすれば、1町7反8畝歩程が必要である。農家の平均規模は田5反4畝14歩、畑7畝27歩、合計6反2畝11歩であったので、それにはるかに及ばない。小作農の場合はいっそうそうである。

以上が農民の経営収支状況である。このような収支状況にあるこの村の農民民であるが、「本村農家は古来勤勉にして業務に忠実なり。労働時間は日の長短により一定せずと雖も総て日出より日没迄従事するを普通とす。而して田植後即ち六月上旬より八月下旬までの間昼食後一時間乃至一時間半午睡するを習慣とす。雖れとも挿秧期及収穫期或は養蚕期に在ては時に徹宵従業することあり、又九月上旬より翌春三月上旬頃迄は午後十時、遅きは午後十二時頃迄夜業に従事す。概して夏秋季は多忙なるも冬春間は之れに反し閑暇なり」（27ページ）と記している。

地主・小作関係については、「小作の状態は特殊のものなく受作地は普通無年期にして若し小作人が小作米の不納を為すか或は地主小作者の一方が無止を得ざる場合取戻し又は返還を為すの外普通に継続受作するを例」として

いる。契約は当事者間の口約であったが、近年になって保証人を立て契約書を作成して地主に提出するものもでてきたが、それはまだ少数であり、「大部分は無証書口約に止り敢て紛争を来さずして特義に委するは美点なり」としている（22ページ）。そして、いくつかの点について記している。

小作契約の時期—田地は秋彼岸頃から翌年1月までの間になされるが、「田地の多くは田地と共に契約するものに係り秋期麦の作付前作人の交替するを普通とす」る。種子—稲の種子は契約の際に地主が貸与し、「小作返還の節之を返戻するの例にして」、いまも続いている。草地—田地附属の原野がある田地の場合はそれを無料使用させるが、このような例は少なく、部落有原野に入会権のあるものは入会地より採取する、それが無い小作人は定まった採草地はない。小作料納付方法並びに場所—小作料はその年の11月上旬以降収穫の終り次第、地主の居宅あるいは地主の指定した場所にもっていき、そこで米質の検査を受ける。合格したものはそのまま地主の倉庫に搬入し、これで納米が終了する。検査で普通米を下るとされたものは、「之を精選せしめ以て受取人の面前に於て四斗量入し外俵を掛け俵装を完全に為したる」後、同様にする。以上は地主が村内地主の場合であり、村外地主の場合は、「其土地所在村内に納付場所の指定を求め自ら村外に運搬するを普通とす」る。地主により多少の差異があるが、普通、地主は小作人にこの小作米完納の際に酒食の饗応をする。小作料の減免—「害虫発生其他人為を以て拒むことを得べき被害ある場合は小作人に於て極力駆除予防に勉め其要せし材料就中駆虫剤の如きは其半額を地主より供給するを普通とす。而して作毛不良の爲め小作定米に不足すべき見込あらんには刈取期前地主へ申出で地主は検分の上相当割引をなすを常とす」。小作人奨励方法—「曾て奨励方法並に奨励の事実」はない。小作権の売買—「現今是等の事実なし」。（22～23ページ）

以上が地主小作人間の関係であるが、このように両者間の関係は「今尚は親密順調」であるが、しかし「之を旧時の親作小作関係に比すれば多少退歩の感あるは遺憾なりとす」（22ページ）としている。

4 農村民の生活

この村の地主の最大は10町歩台であることをすでにみた。他方には大きな数の無所有者があり、そのようななかでの20町歩台は決して小さいとはいえない大きさである。ここには、総合的にみた村民の階層を示すと思われる民等位数別戸数を記す民等位数という項があるが(第13表)、それによると上層は、15位以上20位未満1、10位以上15位未満1、5位以上10位未満14、3位以上5位未満20などで、他方、下層は無位者12、0.5分位未満227、0.5分位以上1位未満105、百分比で上層は0.23%、0.23%、3.2%、4.6%、下層は2.7%、57.8%、24.0%、となり、下層に厚い。なお、この年の居住家屋広狭

第13表 岩見村民等位数 (1909年)

位 数	戸 数	構 成 比
	戸	%
無 位 者	12	2.7
5 分 未 満	227	51.8
5分以上1位未満	105	24.0
1位以上2位未満	73	16.7
2位以上3位未満	30	6.8
3位以上5位未満	20	4.6
5位以上10位未満	14	3.2
10位以上15位未満	1	0.23
15位以上20位未満	1	0.23
合 計	438	100.0

註1) 第1表と同一書より作成。

第14表 石見村居住家屋広狭別戸数 (1909年)

坪 数	戸 数	構 成 比
	戸	%
5 坪 以 下	3	0.62
5 坪 以 上	49	10.1
10 坪 以 上	97	20.1
20 坪 以 上	159	32.9
30 坪 以 上	123	25.5
40 坪 以 上	38	7.9
50 坪 以 上	12	2.5
60 坪 以 上	2	0.41
合 計	483	100.0

註1) 第1表と同一書より作成。

第15表 石見村村民公債・債券等

(1909年)

	金 額			利 子 ・ 配 当		
	金 額	1戸あたり	1人あたり	金 額	1戸あたり	1人あたり
各種公債証券	円. 銭. 厘 450.00.0	円. 銭. 厘 93.2	円. 銭. 厘 17.5	円. 銭. 厘 22.50.0	円. 銭. 厘 4.7	円. 銭. 厘 .9
各種証券	290.00.0	60.0	11.3	8.70.0	1.8	.3
銀行株券	2,340.00.0	4.84.5	90.9	210.00.0	43.5	8.2
銀行貯金	1,337.71.7	2.77.0	52.0	—	—	—
郵便貯金	837.22.2	1.73.3	32.5	—	—	—
貸 金	27,000.00.0	55.90.1	10.48.5	—	—	—
講掛行金	14,293.87.0	29.59.4	5.55.1	—	—	—
合 計	46,548.80.9	96.37.4	18.07.7	241.20.0	49.9	9.4

註1) 第1表と同一書より作成。

別構成は第14表のようになるが、この坪数における差異もまた村民の階層差を示すものといえよう。

このような階層構成をとるこの村の村民の生活状況をみよう。

この時期になると地主層による地主資金の有価証券投資がかなり広汎にみられるが、第15表はこの有価証券投資等を示すものである。各種証券、株券、預貯金、貸金の合計は4万6548円80銭9厘である。1戸あたり96円37銭4厘、1人あたり18円7銭7厘となる。いまこれを1904（明治37）年の岡山県の一村西高月村の株券・公債等の1戸あたり219円48銭5厘、1人あたり47円94銭4厘と比較するとはるかに小さい。しかも、うち貸金が2万7000円、講掛金が1万4293円87銭を占め、これらで88.7%に達し、有価証券、預貯金は3080円にすぎない。西高月村に想定できた一部の上層に予想できる活発な有価証券投資や広汎な村民の預貯金の姿はここでは予想できない。

第16表は負債額を示す。それは全村で8万7832円35銭で、1戸あたり、1

第16表 石見村村民負債 (1909年)

	金 額	1戸あたり	1人あたり
	円. 銭. 厘	円. 銭. 厘	円. 銭. 厘
普通負債	55,000.00.0	113.87.2	21.35.9
村内人より	11,000.00.0	22.77.4	4.27.2
村内外より	38,500.00.0	79.71.0	14.95.1
郡外人より	5,500.00.0	11.38.7	2.13.6
講 戻 金	32,832.35.0	67.97.6	12.75.0
合 計	87,832.35.0	181.84.8	34.11.0

註1) 第1表と同一書より作成.

人あたりは181円84銭8厘, 31円11銭である。これはかなりの大きさであるが、これについては、「本村民の負債総額は八万七千八百三十余円の巨額に上る。而して是等の負債は生産的の負債なるか將不生産的の負債なるかを講究せざるべからず。若し生産的の負債ならんには之れが為め一方に利益を生ずるが故に敢て忌むべきものにあらざるも之れに反し不生産的の負債ならんか甚だ忌むべきものたらざるを得ず。然るに本村の負債は主として後者に属するを知る。殊に村外よりの負債四万六千百三十余円あり……」(92ページ)と記し、負債は消費生活上のそれであること、しかも村外からのそれが大きいことを示している。この1戸あたり、1人あたりは岡山県の西高月村では376円23銭7厘, 82円18銭5厘であったが、これと比較すると格段に小さい。西高月村においては地主層の資金運転としての負債を想定し得たが、この岩見村ではまったく想定できない。

第17表は全村民の家計費支出状況を示す。1戸あたり234円55銭3厘, 1人あたり43円99銭6厘となる。この家計費の部門別構成は飲食費67.7%, 被服費8.1%, 家屋費3.5%, 器具費2.1%, 消耗品費9.9%, 諸雑費8.7%となる。これを西高月村(1戸あたり222円66銭7厘, 1人あたり45円80銭2厘,

第17表 石見村生活費 (1909年)

	生 活 費		1戸あたり・1人あたり	
	金 額	構 成 費	1戸あたり	1人あたり
	円. 銭. 厘	%	円. 銭. 厘	円. 銭. 厘
被 服 費	9,214.96.0	8.1	19.07.9	3.57.9
飲 食 費	76,685.21.0	67.7	158.77.9	29.78.1
家 屋 費	3,981.46.0	3.5	8.24.3	1.54.6
器 具 費	2,349.06.0	2.1	4.86.3	91.2
消 耗 品 費	11,180.82.0	9.9	23.14.9	4.34.2
諸 雑 費	9,877.61.6	8.7	20.45.1	3.83.6
合 計	113,289.12.6	100.0	234.55.3	43.99.6

註1) 第1表と同一書より作成。

2) この書の117ページ以下の「住居費」中の材木丸太, 同挽材, 竹材, 杉桧材, 拵, 家屋新築修繕費, 瓦, 葺, 釘の合計を家屋費とし, 家具新調費, 家具修繕費の合計を器具費とし, そのほかを消耗品費とした。

部門別構成は, 飲食費64.1%, 被服費10.3%, 家屋2.1%, 家具0.86%, 日用品消費費6.4%, 雑費6.6%, 社交費5.1%, 教育費1.9%, 祭典費1.3%, 旅費1.3%,)と比較しつつ, 消費生活の特徴をみていこう。

まず, 1戸あたり・1人あたりの金額である。この時期の米1石あたり東京卸売価格は, 1904年13円22銭, 1913年21円40銭, 精米1石あたりの小売価格は1904年18円31銭, 1913年20円88銭であり(日本統計研究所編『日本経済統計集』1958年 日本評論社 による), この間にこの米価で約1.5~1.6倍という物価水準の開きを念頭において比較すると, この石見村の消費額は西高月村に及ばないといえよう。分類項目を異にするので, 両者の厳密な比較を行なうことはできないが, それを部門別にみると, 食料費, 家屋費, 器具費, 消耗品費において石見村が大きく, また被服費, 諸雑費(西高月村の雑費から旅

第18表 石見村飲食費

(1909年)

	飲 食 費		1戸あたり・1人あたり	
	価 額	構 成 比	1戸あたり	1人あたり
	円・銭・厘	%	円・銭・厘	円・銭・厘
穀 類	49,015.87.4	63.9	101.48.2	19.03.5
豆 類	839.48.6	1.1	1.73.8	32.6
蔬 菜 類	2,741.98.5	3.6	5.67.7	1.06.5
果 物	1,282.60.0	1.7	2.65.5	49.8
魚介其他肉類	5,179.02.0	6.7	11.84.1	2.01.1
飲 料	4,894.42.0	6.4	10.13.3	1.90.1
雑 品	12,731.82.5	16.6	26.36.0	4.94.4
合 計	76,685.21.0	100.0	158.76.9	29.78.1

註1) 第1表と同一書より作成。

費まで)においては西高月村の方が大きい。このような1戸あたり・1人あたりの消費額の大小にほぼ対応する部門別構成比率をとっている。以上のような概括的な特徴をもつ家計費について、以下それぞれの内容をみていこう。

大きいウェイトを占める飲食費であるが、まずこれについて若干の検討を加えたい(第18表)。これには米、麦をはじめとして、粟、黍、蕎麦や大豆、小豆などの雑穀豆類、大根、大菜、茄子、薯蕷、南京をはじめとする野菜類、栗、柿などの果実類、海魚、川魚、乾魚、鯉節の魚類、鳥獣肉、鶏卵という肉卵類、清酒、焼酎、ビールなどの飲料、豆腐、揚豆腐、などの加工食品、醤油、酢、塩、味噌、砂糖などの調味品、それに菓子、茶、などに至る、およそ飲食物として消費せられる一切が計上されている。煙草もここに含まれている。これらのなかの米麦雑穀豆類、野菜類、果実類はその多くが

第19表 石見材主要穀物の消費状況

(1909年)

	消 費 高		1 戸 あ た り		1 人 あ た り	
	数 量	価 額	数 量	価 額	数 量	価 額
粳 米	石・斗・升・合 3,761.5.0.0	円・銭・厘 41,376.50.0	石・斗・升・合 7.7.8.8	円・銭・厘 85.66.6	石・斗・升・合 1.4.6.1	円・銭・厘 16.06.9
糯 米	509.6.0.0	6,108.72.0	1.0.5.5	12.64.7	1.9.8	2.37.3
屑 米	106.7.7.5	907.58.8	2.2.1	1.87.9	4.1	35.2
大 麦	50.0.0.0	250.00.0	1.0.4	51.8	1.9	9.7
小 麦	2.2.9.0	17.17.5	5	3.6	0.0	0.7
粟	20.3.7.0	162.96.0	4.2	33.7	8	6.3
稗	1.7.0	78.2	0.0	2	0.0	0.0
黍	2.2.0	1.43.0	0.0	3	0.0	0.0
蕎 麦	13.3.9.0	87.03.5	2.8	18.0	5	3.4
玉蜀黍	16.1.3.5	64.54.0	3.3	13.4	6	2.5

註1) 第1表と同一書より作成。

村内産出があり、自家供給の部分が小さくないと思われる。このように自給の部分がかなりあろうが、これらを自家生産しないものは購入せざるを得ない。さらに米は多くの小作人にとっては、収穫の6割以上も小作料として納入してしまうので、自家飯米にもこと欠くことであろう。以上の農産物以外はそのほとんどが購入によらざるを得ない。第19表は、穀物、豆類の消費状況を示す。米の消費量は西高月村を上回る。また、第20表は農産物以外の消費品について消費状況を示す。鳥獣肉類は1戸あたり69銭6厘・1人あたり13銭1厘、鶏卵25.2個・4.7個、魚類9円52銭・1円78銭7厘、乾物95銭1厘・17銭8厘、豆腐47.9丁・9.0丁、揚豆腐6.2個・1.2個、砂糖3.9斤・0.74斤(2340グラム)、塩23.4斤・0.440斤、菓子1円3銭4厘・19銭4厘、

第20表 石見村農産物以外の食料品消費

(1909年)

	数 量	価 額	1 戸 あ た り		1 人 あ た り	
			数 量	価 額	数 量	価 額
		円.銭.厘		円.銭.厘		円.銭.厘
海 魚 (貫)	1,350	1,381.91.0	2.795	2.86.1	0.524	53.7
川 魚 (貫)	49	88.00.0	0.101	18.2	0.019	3.4
乾 魚 (貫)	1,051	1,054.71.0	2.176	2.18.3	0.408	41.0
塩 魚 (貫)	1,960	1,961.14.0	4.058	4.06.0	0.761	76.2
鯉 節 (貫)	25.4	113.23.0	0.053	23.4	0.010	4.4
肉 類 (貫)	225	336.15.0	0.466	69.6	0.087	13.1
卵 類 (個)	12,194	243.88.0	25.2	50.5	4.7	9.5
清 酒 (石)	112.185	4,263.03.0	0.230	8.82.6	0.044	1.65.6
焼 酎 (石)	210	12.60.0	0.435	2.6	0.082	5
ビ ー ル (本)	189	45.90.0	0.39	9.5	0.07	1.8
其他飲料	—	572.89.0	—	1.18.6	—	22.2
菓 子	—	499.52.0	—	1.03.4	—	19.4
砂 糖 (斤)	1,894	352.23.0	3.9	72.9	0.74	13.7
食 塩 (斤)	11,318	339.54.0	23.4	70.3	4.40	13.2
味 噌 (貫)	6,918	2,767.20.0	18.5	5.72.9	3.5	1.07.5
醬 油 (石)	346.15	5,192.25.0	0.717	10.75.0	0.134	2.01.6
酢 (石)	5.37	107.40.0	0.011	22.2	0.002	4.2
醋 酸 (瓶)	130	39.00.0	0.27	8.1	0.05	1.5
豆 腐 (丁)	23,156	361.53.5	47.9	74.9	9.0	14.0
揚 豆 腐 (個)	2,978	16.39.0	6.2	3.4	1.2	6
蒟 蒻 (丁)	6,316	73.23.0	13.1	15.2	2.5	2.8
罐 詰 類 (個)	236	53.45.0	0.49	11.1	0.09	2.1
乾 物 類	—	459.19.0	—	95.1	—	17.8
煎 茶 類 (斤)	334	344.00.0	0.69	71.2	0.13	13.4
番 茶 (斤)	4,285	342.80.0	8.9	71.0	1.7	13.3
甘 茶 (斤)	5	75.0	0.01	0.2	0.00	0.0
干 瓢 (貫)	35	50.21.5	0.07	10.4	0.01	02.0
酒 粕	—	103.79.0	—	21.5	—	4.0
刻 煙 草 (貫)	202	1,615.05.5	0.42	3.34.4	0.08	62.7
卷 煙 草 (個)	180	14.28.0	0.37	3.0	0.07	6

註 1) 第 1 表と同一書より作成。

清酒 2斗3升・4升4合, 焼酎 4斗3升5合・8升2合, 刻煙草0.42貫・0.08貫, 卷煙草0.37包・0.07包である。西高月村の場合をあげると, 鳥獸肉 1戸あたり29銭9厘・1人あたり6銭5厘, 鶏卵12個・3個, 生魚 4円30銭8厘・94銭1厘, 豆腐・油揚27個・6個, 砂糖4,054貫・0.886貫(3247.5グラム), 塩62銭8厘・13銭7厘, 菓子52銭1厘・11銭4厘, 酒 1斗3升8合・3升, 刻煙草0.607貫・0.133貫, 卷煙草16包・4包である。この石見村は, 鳥獸肉, 魚, 鶏卵, 豆腐・油揚, 菓子, 酒などにおいて西高月村を上回り, 刻煙草, 卷煙草, 砂糖などにおいては西高月村に及ばない。

つぎに被服費をみる。そのうちわけは第21表のごとくとなる。被服類, 夜具類, 履物類などからなる。被服費全体の戸あたり・1人あたりは, 第17表にみたように19円7銭9厘・3円57銭9厘であるが, これは西高月村の22円92銭3厘・4円71銭5厘と比べてかなり小さい。被服類では各種織物1875反の消費があるが, 1戸あたり3.9反, 1人あたり0.73反となる。布を仕立てて被服とするということであろう。洋服7着, インバネス39枚, コート37枚などに衣生活の新しい動きをみることができる。足袋・靴下は全体で356足で, 1人あたりわずか0.14足で小さい。雨具は蓑・笠と傘で, 後者は和傘1.1と洋傘0.23本で, 1戸あたり1.3本ほどの購入となる。履物類は草履・草鞋が1戸139.4足・1人あたり26.1足, 下駄が4.9足・0.92足で, この草履・草鞋と下駄を履くということであった。14足の靴の購入があるが, 靴がわずかではあるが入っている。

消耗品費のうちわけは第22表のようになる。薪・木炭・石油・蠟燭という光熱費が中心である。薪は西高月村にはるかに及ばないが, 木炭はかなり大きい。マッチは1戸9個という消費量である。文具・紙類は1戸あたり1円2厘, 1人あたりを算出すると18銭8厘で, 西高月村の筆・墨・紙1戸あたり94銭1厘・1人あたり20銭6厘と比較するとやや大きい, 実質的には下回るであろう。

婚姻費, 葬儀費, 祭典費などの冠婚葬祭費は第23表のごとくである。この

第21表 石見村被服等消費

(1909年)

	消 費 高		1 戸 あ た り		1 人 あ た り	
	数 量	価 額	数 量	価 額	数 量	価 額
(反)		円.銭.厘		円.銭.厘		円.銭.厘
各種織物	1,875	2,687.18.0	3.9	5.56.4	0.73	1.04.4
和服類	—	1,950.72.5	0.0	4.03.9	—	75.8
ネール	—	263.67.0	—	0.54.6	—	10.2
(着)						
洋服	7	47.10.0	0.01	0.09.8	0.00	1.8
インパネス(枚)	39	313.90.0	0.08	0.65.0	0.02	12.2
コート(枚)	37	252.30.0	0.08	0.52.2	0.01	9.8
シャツ(枚)	429	220.04.0	0.89	0.45.6	0.17	8.5
ズボン下(足)	214	159.83.0	0.44	0.33.1	0.08	6.2
メリヤス類(枚)	11	12.00.0	0.02	0.02.4	0.00	0.5
足袋・靴下(足)	356	68.67.0	0.73	0.14.2	0.14	2.7
手拭(枚)	4,473	263.17.0	9.3	0.54.5	1.7	10.2
服飾	—	14.30.0	—	0.03.0	—	0.5
小間物	—	271.56.0	—	0.56.2	—	10.5
綿(匁)	242,780	705.43.0	879.5	1.46.1	94.3	27.4
真綿(匁)	2,000	50.00.0	4.1	0.10.4	0.78	1.9
蚊帳其他寝具等	—	169.50.0	—	0.35.1	—	6.6
帽子(個)	196	128.22.0	0.41	0.26.5	0.08	5.0
傘(本)	527	152.41.0	1.1	0.31.6	0.20	5.9
洋傘(本)	111	139.81.0	0.23	0.28.9	0.04	5.4
蓑類(枚)	1,658	248.70.0	3.4	0.51.5	0.64	9.7
笠類(個)	1,435	97.63.0	3.0	0.20.2	0.56	3.8
靴(足)	14	42.75.0	0.03	0.08.9	0.01	1.7
木履下駄(足)	2,375	226.65.0	4.9	0.46.9	0.92	8.8
草履(足)	34,526	345.26.0	71.5	0.71.5	13.4	13.4
草鞋(足)	32,814	493.21.0	67.9	1.02.1	12.7	19.2

註1) 第1表と同一書より作成。

第22表 石見村消耗品消費

(1909年)

	数 量	価 額	1 戸 あ た り	
			数 量	価 額
文 具	—	円.銭.厘 245.38.0		円.銭.厘 50.8
美 濃 紙 ^(箱)	1	8.50.0	0.00	1.8
普 通 紙	115	230.00.0	0.24	47.6
薪 (割木) ^(貫)	118,347	1,775.20.5	245.0	3.67.5
薪 (枝木)	643,987	6,439.87.0	1,333.3	13.33.3
炭 (白炭)	450	22.50.0	0.93	4.7
炭 (黒炭)	5,436	244.62.0	11.3	50.6
石 油 ^(石)	51.70	1,156.17.0	0.107	2.39.4
種 油	1.92	94.89.0	4	19.6
其他油類	2.39	95.60.0	5	19.7
蠟 燭 ^(匁)	85,710	165.65.0	177.5	34.3
マ ッ チ ^(箱)	4,345	108.62.5	9.0	22.5
大 麻 ^(貫)	670	335.00.0	1.4	69.4
竹 皮	210	27.30.0	0.43	5.7
五 倍 子 ^(斤)	222	66.60.0	0.46	13.8
石 灰 ^(匁)	28,000	3.60.0	58.0	0.70

註1) 第1表と同一書より作成。

第23表 石見村冠婚葬祭費 (1909年)

	件数	金額	1件あたり
婚礼費	42組	円.銭.厘 2,100.00.0	円.銭.厘 50.00.0
祝賀費	248人	1,278.00.0	5.15.3
42才	37人	370.00.0	10.00.0
忌明け	71人	142.00.0	2.00.0
61才	16人	160.00.0	10.00.0
88才	3人	30.00.0	10.00.0
誕生	71人	426.00.0	6.00.0
帯直し	50人	150.00.0	3.00.0
出産費	71人	71.00.0	1.00.0
祭典費	483戸	1,449.00.0	3.00.0
仏事費	48	656.00.0	13.66.6
死亡	40人	600.00.0	15.00.0
法事	8	56.00.0	7.00.0

註1) 第1表と同一書より作成.

年に42組の婚礼があったが、1組あたり50円としている。葬儀が40件あり、1件15円としている。

家屋費としたものは、家屋建築修繕費1277円61銭と瓦、萱などである。新築・修繕の件数は記載されていないので、1件あたりの費用はわからない。

第24表は、交際費・医療費・教育費などを示す。教育費は郡外留学生11人(男9,女2)分というもので、小学校児童の分は含まない。治療費は1戸あたり6円20銭1厘である。それなりの負担であろう。旅行費は1901円1銭

で、1戸あたり3円96銭、1人あたりは73銭8厘となるが西高月村の1戸あたり2円99銭6厘、1人あたり61銭6厘より実質的には小さいであろう。なお、ここに通信運搬費、新聞雑誌書籍購入費が入っているが、通信運搬費の1戸あたり67銭5厘、1人あたりは12銭7厘で西高月村の郵便料の92銭3厘・20銭2厘より小さく、新聞雑誌書籍購入費の1戸あたり92銭2厘、1人あたりは15銭4厘で、これも西高月村の1円33銭5厘・29銭2厘より同様に小さい。

以上、生計費の内容をみだが、農村民の消費生活の状況についてとりまとめてみよう。

まず、食生活である。多くは自給であろうが、海魚類に商品としての購入をみることができるが、砂糖、茶などの消費、さらにビー

第24表 石見村交際費・治療費等 (1909年)

	金額	件数	1戸あたり
	円.銭.厘		円.銭.厘
新聞費	284.13.0	—	58.8
書籍費	113.14.0	—	23.4
教育費	604.00.0	郡外留学生 11	1.25.1 (54.90.9)
通信費	326.35.0	—	67.6
交際費	2,325.05.0	—	4.81.4
軍人送迎費	112.00.0	入營6 帰營7	23.2 (8.61.5)
旅行費	1,901.01.0	—	3.93.6
諸興行費	124.00.0	34	25.7
荒神神楽	107.00.0	4	22.2
祭文	1.00.0	15	.2
芝居	15.00.0	3	3.1
大々神楽	3.00.0	2	.6
影絵	3.00.0	10	.6
治療費	2,995.23.6	—	6.20.1
保険費	168.00.0	11	34.8 (15.27.3)
理髪料	173.66.0	—	36.0

註1) 第1表と同一書より作成。

2) 1戸あたり()内は、1件あたり平均。

3) 祭文は原史料に左衛門とあったもの。

ル、缶詰、巻煙草などに、近代加工製品の普及しはじめている様子を窺い知ることができる。

第二は衣生活である。いずれの場合にも日常着はなお伝統的なものであるが、変化はあらわれてきている。洋服、インバネス、コートが入っており、衣類以外の品として、帽子、靴、洋傘などが入っており、このようなものを着用・使用するにいたっている。なお、自転車はゼロで(89ページ)、時計については記載がない。

第三に住生活である。「明治の初年頃迄は住宅及納屋等概ね草葺にして、下位は勿論上中位にありても客間を除くの外は概ね蓆敷なりしも、現今新築するものにありては間取其他漸次高尚に趨きつゝあり」(65ページ)としている。

ここ石見村においても資本主義的商品経済が浸透しつつあることをみることができるであろうが、この状況について「村是」は、「我村は郡の西南隅に僻在し中国山脈を介し岡山県備中に接する高地の一部落にして山川秀麗気候清涼なりと雖も比較的交通便利の便に乏しく邪教佞智の徒出入多からず。従て誘惑の難を免れ住民一般能く其業に勤め質実敦朴にして親子新戚故旧隣人に接する情義に厚く偶々無智無頼の徒失態を演ずる事有り」と雖も斯の如き者は極めて少く実に曉天の星とも言ふべし。さりながら風土交通の便否は延ひて文化の度に大関係を及ぼすが故に地方人文の発達遅々たるものあると共に従来陋習にして蟬脱せざるもの尠なからず。殊に窃盜賭博詐欺収財犯等を出すに至りては誠に遺憾とする所なり」(39ページ)、「本村民は古来醇厚質朴の美風ありしが順次輕薄となり、尚交通機関の発達と俱に奢侈贅弱に流るゝ感あり痛嘆に堪へざる所なり」(159ページ)、「一般に質素実直にして勤勞を好み隣保相助け喜憂相共にするの美風ありと雖近來社会一般の風潮につれ動もすれば此美風を滅殺せんとするの傾向を生じ、中流以下の者は分度を越えて奢侈に流れ勤勞は変して徒手以て利を得んとする者相生し、従つて財産上の危念に頻し、延ひては村治上に及び実に危険なる過渡時代にあるものゝ如

し……」(32ページ)などと記している。

このように変化しつつあるが、以上のように、この中国山地農村である石見村は、村民の就業機会ということにおいて、山陽の地西高月村がさまざまな諸雇をもふくめた多様であったのと比較して乏しく、もっぱら農業に依存していた。この農業の基盤である耕地の所有状況においても、西高月村には一方に50町歩地主を輩出していたが、石見村では最大でも10町歩台にとどまり、大地主は生み出されていない。このような土地所有における大きな分解がみられるとともに、銀行からの借入をもとめないながら有価証券投資が積極的にすすめられていたことが想定できた西高月村とは異なり、ここ石見村ではそれは進展していなかったようである。このように、両者には大きな差異がみられるのである。

消費面においては複雑で、両者の比較は容易ではない。米の消費量では石見村の方が大きく、また、鳥獣肉、魚の消費額も石見村の方が大きい。アルコールもそうである。輸送費用をもふくめた単価の問題があり、また、階層構成における格差の大きい西高月村の場合は、下層における消費の小ささを反映するという事情も考えられる。しかし、砂糖などにおいて石見村は山陽の地岡山県の西高月村に及ばない。また煙草もそうで、とくに巻煙草において著しい。新聞雑誌書籍代、通信費もそうである。このようななかに、両地の産業革命の展開にともなう対応の差異をみることができるであろう。

附記

本稿は1987年度文部省科学研究費補助金による研究(「日本産業革命期における地域民衆生活の変容—東京近郊農村と山陰農村の比較検討—」)の研究成果の一部である。